さくらUTOPIA

さくらUTOPIAクラウド secureO EDR 利用規約

－　第１版　－

2024年７月１日

株式会社さくらケーシーエス

さくらUTOPIAクラウド secure0 EDR 利用規約

第１条（定義）
さくらUTOPIAクラウド secure0 EDR 利用規約（以下「本利用規約」といいます。）において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本利用規約に基づき株式会社さくらケーシーエス（以下「当社」といいます。）と契約者の間に締結されるさくらUTOPIAクラウドsecure0 EDR　（以下「本サービス」といいます。）の提供に関する契約
個別利用契約	本サービスについて、利用契約とは別に締結する契約
利用契約等	利用契約と個別利用契約
契約者	本利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
利用者	契約者設備にて本サービスを利用する者
契約者等	契約者および利用者
利用申込者	本サービスの利用を申し込む者
契約者設備	本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
本サービス用設備等	本サービス用設備および本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
ユーザＩＤ	契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
パスワード	ユーザＩＤと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
利用料金	利用契約に基づき、契約者が当社に対して支払う本サービスの対価
消費税	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）および同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２条（利用規約の適用）
１．当社は、本利用規約を定め、これに基づき契約者に対して本サービスを提供します。
２．本利用規約と個別利用契約の規定が異なるときは、個別利用契約の規定が本利用規約に優先して適用されるものとします。

第３条（利用規約の変更）
１．当社は、本利用規約を随時変更することがあります。なお、個別利用契約がある場合を除き、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。
２．当社は前項の変更を行う場合は、契約者に対する通知を本サービスの一般公開用ホームページ上に表示することにより行うものとします。

第４条（本サービスの種類と内容）
１．当社が提供する本サービスの内容は、別紙「さくらUTOPIAクラウドsecure0 EDR 利用料金およびサービス内容」（以下「別紙」といいます。）に定めるものとします。
２．契約者等は以下の事項を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
(1)本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること
(2)前号に定める不具合については、当社は一切その責を免れること
３．契約者等は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第５条（本サービスの提供区域）
本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第６条（利用契約の締結等）
１．利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は本利用規約の内容を承諾のうえ、かかる申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、当社は本サービスの利用申込者が本利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
２．利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立す

るものとします。
３．当社は、前各項その他本利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者および契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約または利用変更契約を締結しないことができます。
(1)本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
(2)利用申込書または利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき、または記入もれがあったとき
(3)金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
(4)その他当社が不適当と判断したとき

第７条（自己責任の原則）
１．契約者等は、本サービスの利用に伴い、当社の責に帰さない事由で第三者（利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者等が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
２．本サービスを利用して契約者等が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について一切保証も行わず、また、それに起因する損害についても一切責任を負わないものとします。
３．契約者は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第８条（利用責任者）
１．契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めたうえ、第６条（利用契約の締結等）所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡、確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
２．契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。
３．契約者が利用責任者の変更について当社への通知を怠ったことにより契約者等に生じた損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第９条（本サービス利用のための設備設定、維持）
１．契約者は、自己の費用と責任において、本サービスの利用が可能な契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
２．契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
３．契約者設備、前項に定めるインターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
４．当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第１０条（ユーザＩＤおよびパスワード）
１．契約者等は、ユーザＩＤおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザＩＤおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者等のユーザＩＤおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
２．第三者が契約者等のユーザＩＤおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザＩＤおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第１１条（バックアップ）
１．契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとします。
２．個別利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第１２条（変更通知）

１．契約者は、その商号または名称、本店所在地または住所、連絡先その他利用申込書の契約者に関わる事項に変更があるときは、速やかに当社の所定の書式により変更の届出を行うものとします。
２．当社は、契約者が前項に従った届出を怠ったことにより、契約者が届出の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第１３条（一時的な中断および提供停止）
１．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
(1)本サービス用の設備等の保守を緊急に行う場合
(2)インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力または第三者による妨害等により本サービスの提供ができなくなった場合
(3)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
(4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病のまん延、伝染病・感染症への対応等不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
(5)契約者と利用者または第三者の間で紛争が生じたとき
(6)当社に対し、第７条（自己責任の原則）第１項の請求または訴訟の提起がなされたとき
(7)当社に対し、契約者等に係るクレーム、請求等がなされ当社の業務に支障をきたすと当社が判断したとき
(8)その他運用上または技術上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
２．当社は、本サービス用の設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。ただし、前項第１号に該当する場合は前項の定めに準拠するものとします。
３．当社は、契約者等が第７条（自己責任の原則）第１項に該当する場合、または契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
４．当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第１４条（利用期間）
１．本サービスの利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。
２．前項の利用期間満了後は、当社が定める方法により期間満了１か月前までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第１５条（最低利用期間）
１．本サービスの最低利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。
２．契約者は、前項の最低利用期間内においても、第１６条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額およびその消費税相当額を一括して当社に支払うことで利用契約の解約を行うことができるものとします。

第１６条（契約者からの利用契約の解約）
１．契約者は、解約希望日の１か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が１か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より１か月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
２．契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払の利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、ただちにこれを支払うものとします。

第１７条（当社からの利用契約の解除）
１．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への催告事前の通知または催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
(1)ユーザＩＤ、パスワードを不正に利用した場合
(2)本サービスの運用を妨害した場合
(3)本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った場合
(4)利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入または記入もれがあった場合
(5)支払を遅延した場合、または支払いを拒否した場合
(6)払停止または支払不能となった場合
(7)手形または小切手が不渡りとなった場合
(8)差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
(9)破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合
(10)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

(11)利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
(12)解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
(13)利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
２．契約者は、前項による利用契約の解除があった時点において未払の利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、ただちにこれを支払うものとします。

第１８条（本サービスの終了）
１．当社は、本サービスの提供を終了するときは、契約者に対し事前に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
２．前項の通知は、本サービスの一般公開用ホームページ上に表示することにより行うものとし、表示後１ヵ月経過した時点で全ての契約者に通知したとみなされるものとします。
３．当社は、理由のいかんを問わず、第１項の通知を行うことにより本サービスの終了により契約者等が被った損害について一切免責されるものとします。

第１９条（権利義務譲渡の禁止）
契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

第２０条（再委託）
当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第２８条（秘密情報の取扱い）および第２９条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第２１条（本サービスの利用料金）
１．本サービスの利用料金単価は、別紙「さくらUTOPIAクラウドsecure0 EDR 利用料金およびサービス内容」に定めるとおりとします。
２．前項の利用料金とは別途に契約者と当社の間で金額を定める必要がある場合は、契約者と当社間にて別途書面において利用料金を定めるものとします。

第２２条（利用料金の支払義務）
１．契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）について、第２１条（本サービスの利用料金）に定める利用料金およびこれに係る消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第１３条（一時的な中断および提供停止）第３項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
２．利用期間において、第１３条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれに係る消費税等の支払を要します。

第２３条（利用料金の支払方法）
１．契約者は、本サービスの利用料金およびこれに係る消費税等を、次の各号に記載の支払条件に基づき、当社に支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
(1)年額契約：年額の利用料金を、契約開始月（または契約更新月）の翌月末までに、これに係る消費税とともに請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとします。
(2)月額契約：当月分の利用料金を、翌月末までに、これに係る消費税とともに請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとします。
２．契約者と金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第２４条（遅延利息）
１．契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年１４．５％の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
２．前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第２５条（契約終了後の処理）
１．契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後ただちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資

料等については、契約者の責任で消去するものとします。
２．当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後ただちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については当社の責任で消去するものとします。

第２６条（善管注意義務）
当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第２７条（本サービス用設備等の障害等）
１．当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
２．当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します。
３．当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
４．上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者および当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第２８条（秘密情報の取扱い）
１．契約者等および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏えいしないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
⑴秘密保持義務を負うことなく、すでに保有している情報
⑵秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
⑶相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
⑷利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
⑸本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
２．前各項の定めに関わらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
３．秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
４．秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（本条において、以下「資料等」といいます。）を複製または改変（本項において併せて、以下「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
５．前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第２０条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
６．秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第４項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
７．本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第２９条（個人情報の取扱い）
１．契約者等および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏えいしないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
２．個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取扱い）第３項から第６項までの規定を準用するものとします。
３．本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第３０条（禁止事項）
１．契約者等は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
(1)当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
(3)利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
(4)法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
(5)他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
(6)詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれがある行為
(7)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
(8)無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
(9)第三者になりすまして、本サービスを利用する行為
(10)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
(11)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール。）を送信する行為
(12)第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
(13)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様、目的でリンクをはる行為
２．契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、ただちに当社に通知するものとします。
３．当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第１項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者等の提供した情報が第１項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第１項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供または伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第３１条（反社会的勢力との関係排除）
１．契約者等および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
２．契約者等および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為
３．契約者および当社は、相手方が、反社会的勢力もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、相手方との利用契約等を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとします。
４．契約者等および当社は、自らの下請業者または再委託先業者（下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含みます。以下同じ。）が反社会的勢力もしくは第１項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第２項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
５．契約者および当社は、自らの下請業者または再委託先業者が、反社会的勢力もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは第２項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を採るものとします。
６．契約者および当社は、相手方等（契約者等もしくは当社のことをいいます。）が、正当な理由なく前項の規

定に違反した場合には、何ら催告することなく、相手方との利用契約等を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとします。
７．第３項および第６項の規定により、利用契約等を解除された当事者に損害が生じた場合、当該当事者は相手方に何らの請求をしないものとします。また、相手方に損害が生じた場合は、当該当事者がその責任を負うものとします。
８．契約者および当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、第３項および第６項の規定による契約解除がされない場合でも、当該損害について損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第３２条（免責）
１．当社は、本サービスに関連して発生した契約者または利用者のいかなる損害（逸失利益および第三者から契約者または利用者に対してなされたクレーム、損害賠償請求等に基づく損害を含みます。）についても、一切責任を負わないものとします。
２．当社は、本サービスの利用に遅延または中断が生じても補償の責任を一切負わないものとし、契約者および利用者が被った損害（逸失利益を含みます。）に関し、何らの責任も負わないものとします。
３．当社は、ユーザＩＤ、パスワードによってサーバーに収録、蓄積された情報の消失または毀損に関して何らの責任も負わないものとします。
４．当社は、本サービス（本サービスに使用されるシステムおよび本ソフトウェアの自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、遅延や検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とします。）およびドキュメンテーションに関して一切の保証を行わないものとします。
５．当社は、本サービスおよびドキュメンテーションの機能が契約者の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本サービスまたはドキュメンテーションの物理的な紛失、事故および誤用等に起因する契約者の損害につき一切の補償を行わないものとします。
６．当社は、本サービスまたはドキュメンテーションの使用に起因して契約者（またはその他の第三者）に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して一切の責任を負わないものとします。
７．本サービスの実施に関連して当社が契約者等に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害賠償の範囲は、契約者が現実に被った損害に限られるものとし、かつ、当該損害発生の原因となる事実の発生日から起算して１年間に、本規約に基づき契約者が当社に実際に支払ったサービス利用料金の総額を上限とします。

第３３条（通知）
１．当社から契約者への通知は、第１８条（本サービスの終了）第２項による場合を除き、別段の定めのない限り、本サービスの一般公開用ホームページへの記載、電子メールまたは電話など、当社が適当と判断する方法により行います。
２．前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を本サービスの一般公開用ホームページへの記載、または電子メール、または電話などの方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれホームページへの掲載がなされた時点、もしくは情報の発信がなされた時点のいずれか早い時点から効力を生じるものとします。

第３４条　（準拠法）
利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第３５条　（合意管轄）
契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、神戸地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

以　上

【別 紙】

さくらUTOPIAクラウドsecure0 EDR利用料金およびサービス内容

■利用料金　（税別価格、単位：円）

サービス名	利用料金	最少発注単位
さくらUTOPIAクラウド secure0 EDR	￥１，６００／１台／月	新規５台、追加１台より

■用語の定義

用語	用語の意味
ＥＤＲ	Endpoint Detection and Response の略。クライアント端末の挙動を記録し、その調査、解析によって脅威侵入の原因や経路、影響範囲を迅速に割り出すエージェントソフトウェア
仮想アナライザ	secure0が不審判定したファイルに対し、クラウド上のサンドボックスを用いて自動解析および対処を行う機能
オブジェクト	ファイル、ＵＲＬ、プロセスなどの総称
不審オブジェクト	安全が確認されていない未知のオブジェクト
注意が必要なイベント（Noteworthy Event）	予兆、未知、既知の挙動など脅威検知したイベントの中から、潜在的なリスクを含むものとして抽出されたイベント

■サービス内容

１．サービスの概要

本サービスでは、管理サーバーをお客さま環境に導入することなく、PC・モバイル端末などのセキュリティ対策ソフトウェアをＳａａＳ型で提供するとともに、注意が必要なイベントの発生状況を２４時間３６５日体制で監視します。注意が必要なイベントが発生した場合は、調査および軽減対応を実施し、脅威の再検出や被害の拡大を防止するための対応を行います。

※本サービスの提供には、トレンドマイクロ社のサービスを利用しています。

２．サービス詳細

【提供するセキュリティ対策ソフトウェアの機能】

(1)不正プログラム対策

(2)Web レピュテーション

(3)脆弱性対策（ＩＰＳ／ＩＤＳ機能）

(4)ファイアウォール

(5)アプリケーションコントロール

(6)Endpoint Sensor（ＥＤＲ）機能

(7)仮想アナライザー機能

(8)注意が必要なイベント（Noteworthy Event）通知機能

(9)注意が必要なイベント（Noteworthy Event）通知画面での不審オブジェクトのブロック機能

(10)secure0 でのリモートでの端末隔離/解除機能

(11)注意が必要なイベント（Noteworthy Event）通知画面でのリモートでの端末隔離/解除機能

(12)注意が必要なイベント（Noteworthy Event）通知画面でのアグレッシブスキャンの実施機能

【運用代行サービス】

以下の運用業務を、お客さまに代わって対応します。

(1)不審なオブジェクトの一次ブロック、プロセスの強制終了

(2)危険な端末のリモートでの隔離
(3)リモートでの不審オブジェクトの収集
注）収集する可能性があるログは以下の通りです。
・不審なファイル　※端末の参照ではなく、任意のパスやファイルを指定して取得します。
・ 端末名
・ IP アドレス
・ レジストリ情報
・ Windows セキュリティイベントログ
・ TrendMicro ATTK ツールによる調査ログ
注）上記がリモートで収集できない場合、お客さまに対応を依頼させていただく場合があります。
(4)不審オブジェクトの分析
(5)ウイルスパターンや Web レピュテーションへの反映
(6)他の端末に対して脅威の影響を調査
(7)インシデントレポートの作成

【最新のサイバーセキュリティ情報等を基にしたレポートによる情報提供】
各種セキュリティ関連情報の提供を行います。
(1)月次レポート

【問合せサポート】
(1)サービス範囲
・メーカーサポートへの問合せ窓口
(2)問合せ対象範囲
・本サービスのインストールに関するお問合せ
・管理画面の操作方法に関するお問合せ
・ウイルス等検出に関するお問合せ
(3)サポート受付窓口
・電話
・電子メール
(4)サービス時間
・受付：２４時間３６５日（電子メール）
・対応：月曜～金曜の平日９：００～１７：３０（電話または電子メール）
ただし、土・日、祝祭日・年末年始（１２／２９から１／４）、および当社の定めた休日は除く

■サービスの前提条件

本サービスの提供にあたり下記の環境および設定が必要となります。

項目	条件
secure0 (Windows)	・secure0 セキュリティエージェントのインストール ・secure0 の管理サーバーと正常な通信ができる状態 ・Endpoint Sensor 機能が「有効」 ・仮想アナライザの機能が「有効」 ・リアルタイム検索の有効化 ・各種検知機能の有効化 ・メールのメタデータ収集機能が「有効」

以　上